

公取協だより

ジャパンフィッシングショー2016 フィッシングショーOSAKA2016開催される

平成28年1月29日（金）～31日（日）の3日間、横浜市・パシフィコ横浜で『ジャパンフィッシングショー2016』（（一社）日本釣用品工業会主催）、平成28年2月5日（金）～7日（日）の3日間、大阪市・インテックス大阪で『フィッシングショーOSAKA2016』（大阪釣具協同組合主催）がそれぞれ開催されました。

当協議会では、公正競争規約・公正マークのパネル、電力会社・JRによる感電事故注意チラシを掲示しました。また、安全な電気の使い方DVD・電力会社CMの動画を映しました。

未だ感電事故が絶えないことを受け止め、今回の小間には電車と線路の簡単な模型を作りました。電車の上にある感電マークを釣竿で触れると、右端の絵から感電注意の文字とガイコツの絵が現れる仕掛けとなっております。大勢の子供たちが、触れて体験出来ました。また、高学年の子供から大人の皆さまには、触れなくても感電する話をさせて頂き、「知らなかった」「勉強になった」等のお言葉を頂き大変手ごたえのある場となりました。

また、出展された会員の皆様には「会員証」の掲示をご協力いただきました。





小間全体像

釣竿による感電に注意!

Q 触らなくても感電するの?
A 触らなくても感電するよ。

釣竿は、長い釣り竿のまま持ち歩かないとです。特に、カーボン製の釣竿は、ガラス製のものよりも感電しやすくなっています。過去には、実際に釣竿を持った人が感電死したケースがあります。早急が感電事故にも、接近するだけで危険です。このように電線から安全のために離れなければいけない距離を**感電距離**といいます。

電線の高さは、5m~6m程度の場所もあるため釣竿の長さでも十分長い。感電することがあります。

送電線との感電距離は電圧(ボルト)ごとに異なります。

送電線の電圧と感電距離	電圧(ボルト)	感電距離(m)
家庭用電圧	100	1
22,000~33,000	3	
66,000~110,000	4	
110,000~164,000	5	
164,000~220,000	6	
220,000	7	
500,000	11	

釣場の移動や、**踏切・線路を渡る時には、必ず釣竿をたんで行動してください。**

ルールを守って感電や感電の恐れを減らしましょう。

全国釣竿公正取引協議会 監修：電気事業連合会

感電事故に気をつけよう

サオ(ロッド)はいろいろな材料で作られている。特にカーボンロッドは電気を通すので、感電事故につながる。つめのことに注意しよう。

カミナリが安全したら、ただちにサオを置いて、△危険!安全を確認してから進めよう。

サオが電線や電柱に近づかないように、まわりの電線や電柱に注意しよう。

高圧線や電線に注意

線路や鉄橋も危険!

全国釣竿公正取引協議会

釣竿の公正マークは信頼のマークです。

公正取引マークとは
公正取引マークとは、事業者間の取引が公正に行われることを保証するマークです。公正取引マークは、公正取引委員会の認定を受けた事業者が、公正取引マークを付した商品やサービスを提供することを保証するマークです。公正取引マークは、公正取引委員会の認定を受けた事業者が、公正取引マークを付した商品やサービスを提供することを保証するマークです。

公正取引マークの取扱い
公正取引マークの取扱いについては、公正取引委員会のウェブサイトをご覧ください。公正取引マークの取扱いについては、公正取引委員会のウェブサイトをご覧ください。

公正取引マークの取扱い
公正取引マークの取扱いについては、公正取引委員会のウェブサイトをご覧ください。公正取引マークの取扱いについては、公正取引委員会のウェブサイトをご覧ください。

全国釣竿公正取引協議会
http://www.jnftrc.or.jp/keibun/

This decal on your rod is the mark of fairness.

Fair Competition Code
It is an industry rule set according to the act against unfair trade practices and misleading representations, or Prohibition and Regulation of Sales, governing the offering of premiums and all agreement contents of membership. Such codes are voluntary rules in the industry with no legally binding force. Fair Competition Agency and Fair Trade Commission hold public meetings and public hearings to hear the opinions of general consumers, business, academics and related organizations before approval to confirm they satisfy the requirements.

National Fishing Rod Fair Trade Conference (N.F.R.F.T.C.)
It was established in May 18, 2004, by Japan Fair Trade Commission as the organization to put into effect "Fair Competition Code Regarding Representatives of Fishing Rods".

"The Mark of Fairness"
N.F.R.F.T.C. reviews each fishing rod that is applied by the member company for the conformity with the Code. The "Mark of Fairness" is offered only on rods that clear all requirements.

"The Mark of Fairness"
is a registered trademark of N.F.R.F.T.C.
Japan Registered Trademark No. 4622255
Korea Registered Trademark No. 4622255
China Registered Trademark No. 1717228

配布資料
感電注意チラシ
当協議会紹介のチラシ
クリアファイル

理事会・委員会レポート

【理事会】

◆第142回理事会

平成27年9月4日（金）午後1時30分より東京・日本フィッシング会館7階AB会議室において、次の議案で開催された。

議案

第1号議案 平成27年中間決算見通しに関する件

第2号議案 広報活動に関する件

1. 横浜・大阪フィッシングショー出展

①協議会のPR

②公正マークステッカー配布

③感電事故注意の啓蒙活動

2. 釣り雑誌広告

3. 冊子「すきすきフィッシング」協力

第3号議案 「釣竿の表示に関する公正競争規約」変更に関する件

第4号議案 入退会に関する件

第5号議案 その他の件

1. 第9回会員対象調査について

2. ジャパンフィッシングショー2016 釣竿出品の公正マーク貼付実態調査について

3. フィッシングショー後援名義使用について

◆第143回理事会

平成27年12月18日（金）午後2時より東京・日本フィッシング会館8階大会議室において、次の議案で開催された。

議案

第1号議案 平成27年度中間監査報告について

第2号議案 広報・宣伝に関する件

1. フィッシングショー確認事項

①小間数 2小間

②配布資料

・公正マークステッカー

・感電防止チラシ

・当協議会紹介のチラシ

・クリアファイル

2. 釣り雑誌広告 13誌掲載

第3号議案 「釣竿の表示に関する公正競争規約」変更に関する件

第4号議案 入退会について

第5号議案 その他の件

1. 第6回 釣竿の繊維含有率検査について

2. 平成28年度総会・理事会日程について

◆理事会・調査指導委員会合同会議

実地調査報告会

平成27年12月18日（金）午後3時45分より東京・日本フィッシング会館8階大会議室において

第143回理事会後、調査指導委員会との合同会議が開催され、実地調査（店頭）の報告が行われた。

【調査指導委員会】

◆第34回調査指導委員会

平成27年10月2日（金）午前11時より東京・日本フィッシング会館7階AB会議室において次の議題で開催された。

議題

1. 店頭調査について

①調査方法

全国8ブロックの調査班を構成し、店頭において釣竿の表示実態を調査する。

②調査期間

平成27年10月～12月（原則とし都合により適宜に変更）

◆第9回会員対象調査

平成27年10月2日（金）午後1時30分より東京・日本フィッシング会館8階大会議室において実施された。



調査指導委員会による 平成27年度 実地調査

9年ぶりに、実地調査が実施された。実地調査は、「釣竿の表示に関する公正競争規約」ならびに同施行規則等に定められている表示方法について、これが店頭においてどのように遵守されているかを調査したものである。全国を8地域に分け、27店舗様のご協力のもと店頭での調査が行われた。

消費者庁 News Release

●埼玉県が業者に措置命令 権限付与から全国で初めて

埼玉県は平成27年12月27日、中古自動車販売業ローランインターナショナル（埼玉県比企郡）に対し、景品表示法に基づき、不当表示の是正等を求める措置命令を行った。これは、平成26年12月の法改正で措置命令の権限が都道府県知事に付与されてから、全国初の行政処分となる。

同社は、複数の中古車情報誌に、自社で販売する中古車61台の情報を載せるに当たり、オークションで仕入れた実際には修復歴がある車体を、「修復歴なし」などと表示していた。これは、商品が実際のものよりも著しく優良であると消費者を誤認させる優良誤認に当たるとして、措置命令が下された。

●景品表示法に導入される課徴金制度 平成28年4月1日から施行

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律が平成26年11月19日に成立し、平成28年4月1日から施行される。

施行に伴い、事業者が、不当な表示を禁止する本法「第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。〔略〕）」（以下「課徴金対象行為」という。）を施行日以降にしたときは、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならないこととなる。

本改正法は、優良・有利誤認表示に関する従来の規定を変更したものではないが、本改正の施行に伴い、事業者が優良・有利誤認表示をする行為をしたとき、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、その行為をした事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならない。

「著しく優良であると示す」表示（又は「著しく有利である」と「誤認される」表示）に該当するか否かは、業界の慣行や表示をする事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に、「著しく優良」（又は「著しく有利」）と誤認されるか否かという観点から判断される。優良誤認表示（有利誤認表示）とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、特定の「商品又は役務」の内容（又は取引条件）について、実際のもの等よりも著しく優良であることを示す表示（又は著しく有利であると誤認される表示）である。

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である。したがって、例えば、事業者が本法第31条第1項の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命じることはない。

※不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方
平成28年1月29日消費者庁より抜粋

会 員 動 向

- 第142回理事会で入会3社、退会1社がそれぞれ承認されました。

入会会員

- ・R&Bデザイン株式会社
代表取締役 橋本 景
〒267-0066 千葉県千葉市緑区あすみが丘1-44-11
TEL043-295-3808 FAX043-295-3808
- ・株式会社鶴翔
代表取締役 鶴貝 伸祐
〒327-0003 栃木県佐野市大橋町3194
TEL0283-86-9870 FAX0283-86-9880
- ・株式会社ヤリエ
代表取締役社長 鎗柄 行裕
〒669-1535 兵庫県三田市南が丘1-34-32
TEL079-565-0555 FAX079-565-0556

退会会員

- ・株式会社エム・オン
代表取締役社長 古川 左千夫
〒742-8622 山口県柳井市柳井1574-13
TEL0820-22-2751 FAX0820-23-3156

- 第143回理事会で入会1社、退会1社がそれぞれ承認されました。

入会会員

- ・株式会社34 (サーティフォー)
代表取締役 中川 克己
〒819-0002 福岡県福岡市西区姪の浜3-11-63
TEL092-894-2034 FAX092-894-2035

退会会員

- ・株式会社釣研
代表取締役社長 楠根 丈司
〒811-4393 福岡県遠賀郡遠賀町若松203
TEL093-291-2233 FAX093-291-2256

- お悔やみ

- ・有限会社アリゲーター技研 代表取締役社長 筒井 努様が平成28年2月23日にご逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
- ・株式会社ささめ針 会長 篠倉 保三様が平成28年2月24日にご逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

釣竿繊維含有率検査の実施

釣竿の表示に関する公正競争規約「使用材料別名称」の繊維含有率の根拠を表すため繊維含有率検査を外部検査機関にて行っております。

第6回釣竿繊維含有率検査では、会員各位のご協力の基、検体16本を検査機関に提出いたしました。

- ・(有)ウォーターランド
- ・大橋漁具(株)
- ・(有)オフィス・ユーカー
- ・(株)オフト
- ・(株)ささめ針
- ・(株)シマノ
- ・(株)ジャクソン
- ・(株)デプス
- ・ピュア・フィッシング・ジャパン(株)
- ・マルキュー(株)
- ・(株)ミヤマエ
- ・(株)ムカイフィッシング
- ・メガバス(株)
- ・(株)モーリス
- ・(株)山鹿釣具
- ・(株)ヤマリア

平成28年度総会・理事会開催日程は次の通りです

第145回理事会	平成28年	5月26日(木)
第32回定時総会		同
第146回理事会	平成28年	9月9日(金)
第147回理事会	平成28年	12月14日(水)
第148回理事会	平成29年	3月15日(水)

第32回定時総会の資料を作成いたします。
会員各位の皆様には名簿の確認をさせていただきますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

 全国釣竿公正取引協議会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8
日本フィッシング会館 5F
TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140